

こども110番の家

運動の概要



東大阪市教育委員会

目 次

	ページ
「こども110番の家」について……………	1
「こども110番の家」運動協力者名簿……………	3
「こども110番の家」運動プレート及び小旗交付申請書……………	4
「こども110番の家」運動新規登録申請書……………	5
小旗・プレートの仕様……………	6
東大阪市「こども110番の家」プレート及び小旗交付要領……………	7
「こども110番の家」対応マニュアル	
～もしも、こどもが飛び込んできたら～……………	8
(緊急対応マニュアルシート)	
東大阪市「こども110番の家」災害見舞金……………	12
MEMO……………	19

「こども110番の家」運動について

こども110番の家とは？

「こども110番の家」とは、地域のこどもが、万一犯罪に巻き込まれそうになったときに、逃げ込み、保護を求めることができるボランティアの民家や商店、事業所等のことです。

平成9年にこどもを狙った痛ましい凶悪事件が頻発したことから「青少年育成大阪府民会議」の提唱により進められ、本市でも、自治会、PTAを始め、理容店、郵便局やコンビニエンスストアなどの各方面の方々より多くのご協力をいただいております。

教育委員会としましては、この運動が市民にとっての地域社会運動となり、市民相互一層密接な人間関係が築かれ、「地域のこどもは地域で守り、育てる」という地域教育力のさらなる活性化につながることを期待しております。

支援内容は？

教育委員会では、「こども110番の家」運動をさらに推進するため以下の支援を行っております。

○運動用「小旗」又は「プレート」の無償配布

「こども110番の家」の目印となる「小旗」もしくは「プレート」のどちらか一方を教育委員会より無償で配付します。

⇒ 小旗又はプレートを受け取るには？

様式第2『「こども110番の家」運動プレート及び小旗（新規・破損等）交付申請書』（→5ページ）を教育委員会青少年教育課（以下、「青少年教育課」という。）へ提出します。

※小旗・プレートが破損した場合等は、新たに交付を受けることもできます。

○「こども110番の家」災害見舞金保険への加入

「こども110番の家」運動にご協力くださる方が、こどもを守る活動の中で万一被害に遭われた時のために教育委員会で災害見舞金保険に加入しています。

⇒ 災害見舞金保険に加入するには？

「こども110番の家」運動協力者として、青少年教育課へ様式第1『「こども110番の家」運動協力者名簿』（→4ページ）を提出してください。加入手続きは、青少年教育課が行います。

⇒ 災害見舞金保険の補償内容は？

本概要の12ページ以下に詳しく記載しています。

協力するには？

教育委員会では、この「こども110番の家」運動にご協力くださる協力家庭、事業所等を随時募集しております。運動にご協力いただける方は、所定の登録用紙（→4ページ：『「こども110番の家」運動協力者名簿』）あるいは住所・氏名（商店、事業所の場合はその屋号や商号も）が記入された独自の名簿を青少年教育課までご提出ください。

東大阪市ホームページでも公開しています

東大阪市ホームページアドレス

<http://www.city.higashiosaka.lg.jp/>

こども110番の家

検索

お問い合わせ先

〒577-8521 東大阪市荒本北1の1の1

東大阪市教育委員会 社会教育部 青少年教育課

TEL 06-4309-3281 FAX 06-4309-3835

E-mail : seishonen@city.higashiosaka.lg.jp

「こども110番の家」運動協力者名簿

(あて先) 東大阪市教育委員会青少年教育課長

登録済	軒	運動推進団体名	
追加	軒	代表者住所	代表者氏名
変更	軒	代表者電話番号	FAX番号
合計	軒	担当者住所	担当者氏名
		担当者電話番号	FAX番号
		Eメールアドレス	

更新確認欄 前年度 (年) と変更なし

(No.)

No.	屋号・商号など	氏名	住所	備考(電話番号など)
1				

(1) 太枠内をご記入ください。

(2) 「代表者」欄は、緊急の連絡等などに使用させていただくことがありますので、電話番号・FAX番号等ご記入ください。また、「担当者」欄には、名簿についてお尋ねしたり、追加や削除、更新をしていただくことがありますので、名簿の内容がお分かりになる方の氏名、住所、連絡先をご記入ください。

(3) ご記入いただいた内容は、本運動以外には使用いたしません。

(4) 枠が不足する場合は、適宜増やしてください。上記の項目を満たしている場合、別様式でも結構です。

◆事務処理欄 入力日 年 月 日
備考

「こども110番の家」運動プレート・小旗交付申請書

(あて先) 東大阪市教育委員会青少年教育課長

推進団体名
代表者氏名
担当者氏名
担当者 TEL番号

「こども110番の家」運動プレート又は小旗の交付について、下記のとおり申請します。

記

プレート	追加	枚
	交換	枚
小旗	追加	本
	交換	本

(1) 太枠内をご記入ください。

(2) 「こども110番の家」運動用プレート及び小旗につきましては、数に限りがございますので、協力家庭(店・事業所等を含む)1軒あたりにつき、プレート・小旗のいずれか1つの交付とさせていただきます。ご了承ください。

(3) 推進団体名は、「こども110番の家」運動協力者名簿(様式第1)に記載されている名称を記入してください。

(4) 追加の場合、「こども110番の家」運動協力者名簿(様式第1)をあわせて提出してください。

(5) ご記入いただきました内容は、本運動以外には使用いたしません。

◆事務処理欄

交付日	年 月 日	名簿確認	済 ・ 未済
入力日	年 月 日		
備考			

「こども110番の家」運動新規登録申請書

(あて先) 東大阪市教育委員会青少年教育課長

申請者氏名
申請者住所
申請者 TEL番号
申請者 FAX番号

「こども110番の家」運動の協力家庭として校区の推進団体へ登録とプレート又は小旗の交付を申請します。

記

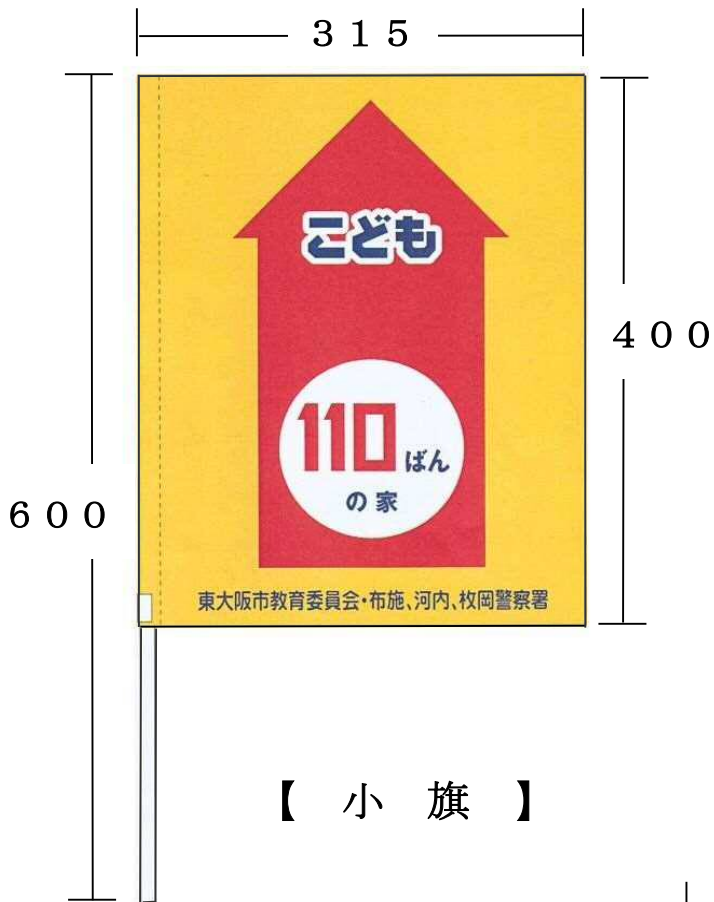
プレート	新規	枚
小旗	新規	本

- (1) 太枠内をご記入ください。
- (2) 「こども110番の家」運動用プレート及び小旗につきましては、数に限りがございますので、協力家庭(店・事業所等を含む)1軒あたりにつき、プレート・小旗のいずれか1つの交付とさせていただきます。ご了承ください。
- (3) 本申請書の写しを校区の推進団体へ提供いたします。名簿更新は、推進団体を通じて行います。
- (4) ご記入いただきました内容は、本運動以外には使用いたしません。

◆事務処理欄

交付日	年 月 日	校区名	
入力日	年 月 日	校区への連絡	年 月 日
備考			

小旗・プレートの仕様（単位：mm）



【 小 旗 】



【 プ レ ー ト 】

※ こちらで紹介しているものは教育委員会が無償で配付しているものです。
(この他に、地域で独自のプレート等を作製されているところもあります。)

東大阪市「こども110番の家」プレート及び小旗交付要領

(目的)

第1条 東大阪市「こども110番の家」プレート及び小旗交付事業は、地域の協力家庭に対して、プレート又は、小旗（以下「プレート等」という。）を無償で配布することにより、「こども110番の家」運動を積極的に支援することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 プレート等の交付を受けることができる者は、地域において、本運動を推進する団体（以下「推進団体」という。）の作成する、「こども110番の家」運動協力者名簿（様式第1）（以下、「運動協力者名簿」という。）に登録された享祿家庭とする。

(交付の条件)

第3条 この事業の交付対象者は、この要領の定めるところにより、一協力家庭につき、プレート又は小旗のいずれか一つを交付する。

(交付の手續等)

第4条 プレート等の交付は、推進団体を通じて協力家庭に配布する。

2 推進団体は、運動協力者名簿を作成し、東大阪市教育委員会青少年教育課（以下「青少年教育課」という。）に提出するものとする。

3 推進団体は「こども110番の家」運動プレート・小旗交付申請書（様式第2）を青少年教育課に提出するものとする。

4 協力家庭が新規登録する場合、「こども110番の家」運動新規登録申請書（様式第3）を作成し、青少年教育課に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、青少年教育課が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成13年9月10日から施行する。

2 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

こども110番の家

対応マニュアル

～もしも、こどもが飛び込んできたら～

～もしも、こどもが飛び込んできたら～

もしも、こどもが助けを求めて飛び込んできたら、以下の手順に従ってこどもを保護してください

こどもを家に入れて入口を閉める



こどもに事情を聞く



できるだけ早く110番通報をする

以下、手順について詳しく説明します

こどもが飛び込んできたときに、まず行っていただくこと

① こどもを家に入れ、入口を閉めてください

刃物を持って追いかけた事件の発生もありましたので、可能な限りこどもを家に入れて、まず安全を確保してください。

② 自分が落ち着いてください

飛び込んできたこどもは興奮していますので、動転して自分も興奮することがないようにまず自分が落ち着いてください。

③ こどもを落ち着かせてください

続いて、「大丈夫だから落ち着いて」「どうしたの？」などと優しく声を掛けて飛び込んできたこどもを落ち着かせてください。

④ こどもの体の状態を確認してください

ケガ、興奮状態等を見てください。

飛び込んできた子どもから、聞いていただくこと

■ 早く通報するために、①～③だけ聞いて110番の通報時に伝える。

① 何があったか？（事件名）

変質者につけられたのか、痴漢にあったのか、交通事故なのかなど、何があったかをまず聞き出して下さい。

② いつあったのか？（時間）

今起こったのか、今日の何時何分頃のことなのか聞いてください。

③ どんなことがあったのか？（状況）

怪我をしていないのか、他に誰か連れ去られた子どもや被害に遭った子どもがいるか、いないかを聞いてください。

■ A～Dについては、警察官が来るまでの間に聞いてください。

A 何処であったのか？（場所）

事件のあった場所、住所や目標物を聞いてください

B 不審者（犯人）の人相や服装、使用車両は？（特徴）

不審者（犯人）の人数、性別、年齢、身長、体格、服装、髪型、徒歩もしくは使用車両の有無、車両使用であれば、四輪・二輪・自転車の別、型、色、ナンバープレート等の特徴を聞いてください。

C 凶器があるかどうか？

不審者（犯人）が凶器を所持していたかどうかと、所持していた場合には、その種類（ナイフ、包丁、鉄棒等）を聞いてください。

D 逃げた方向は？

どの方向へ向かって行ったかを聞いてください。

110番通報の際に、伝えていただくこと

① 「子ども110番の家」であること

電話が、「子ども110番の家」からであることを告げ、住所、氏名、電話番号を話してください。

② 子どもから聞いた内容

子どもから聞き出した内容（前ページの①、②、③）を順序よく話してください。

③ 子どもが110番に答えられる場合は、子どもを電話口に

子どもが、既に落ち着いていて自分で話ができる場合は、子どもを電話口に出して直接本人に答えさせてください。

110番のあと

警察官が到着するまで、その子どもを待たせておいてください。

危険が去ったと判断し、安易に子どもを屋外に出さないように注意してください。

前ページのA～Dを子どもから聞いてください。

警察官が到着すれば、事情を説明してください。



ご注意

- 「子ども110番の家」の小旗及びプレートは、玄関先等よく見えるところに掲出してください。
- 危険を冒してまで犯人を追跡したり、逮捕するなどのことを求めるものではありません。
- 状況により、家庭・学校へ連絡したり、救急車の手配をお願いします。
- 飛び込んできた子どもが知り合いであっても、その内容を安易に他人に話したりすると、子どものこころを傷つけたりプライバシーの侵害となりますので、十分にご注意ください。

東 大 阪 市
「こども 1 1 0 番の家」
災 害 見 舞 金

東大阪市「こども110番の家」災害見舞金

教育委員会では、「こども110番の家」運動の推進を支援するため、「こども110番の家」運動に係る見舞金費用保険に加入しています。

この保険は、トラブルに巻き込まれた子どもが助けを求めて飛び込んできた時に、「こども110番の家」運動の協力者等が子どもを保護する活動を行った時に傷害を被ったり、建物や収容物を壊された場合に、見舞金が支給されるというものです。

1. 見舞金費用保険への加入の方法

協力者名簿を青少年教育課へ提出ください。加入手続き等は青少年教育課が行います。

2. 見舞金の支給額

区 分		支 給 額
死亡見舞金	死亡した場合	1,000万円
後遺障害見舞金	重度後遺障害のとき	1,000万円
	中度後遺障害のとき	300万円
	軽度後遺障害のとき（※1）	30万円
入院見舞金	入院した場合	（入院日数に関係なく） 5万円
通院見舞金	通院した場合	（通院日数に関係なく） 1万円
建物損害見舞金	建物が損害を受けた場合	（損害額に関係なく） 3万円
収容物損害見舞金	収容物が損害を受けた場合（※2）	（損害額に関係なく） 3万円

（※1） 後遺障害の区分については、保険会社の定めるところによります

（※2） 自動車・原動機付自転車は含みません

3. 見舞金の支給要件

次の①、②、③のいずれにも該当することが要件となります。

- ①「こども110番の家」運動推進団体に協力者として登録していること（協力者として登録すると、その配偶者、生計を共にする親族（6親等以内の血族及び3親等以内の姻族）、また店舗等の場合、雇用されている従業員（アルバイト含む）も保険適用の対象となります。）
- ②「こども110番の家」運動推進団体が協力者名簿を青少年教育課に提出していること
- ③登録した建物において、トラブルに巻き込まれて避難してきた子どもを守るため活動した結果、その活動に起因して被害が生じたこと

4. 見舞金を受け取るための手続

（重要）：万一、子どもの飛び込みがあった場合は、必ず青少年教育課（06-4309-3281）まで連絡し、被害の有無に関わらず、事故内容報告書（→15ページ）を提出してください。

① 被害届けを警察等へ提出する

子どもを保護する活動の中で、万一被害に遭われた場合には、必ず警察へ（火災の場合は消防署へ）の被害届けを提出してください。また、青少年教育課（06-4309-3281）までご連絡ください。

② 警察等から事故証明書を受理する

被害届が正式に受理されますと、被害届受理証明書(事故証明書)が交付されます。

③ 青少年教育課へ被害別必要書類及び事故証明を提出する

青少年教育課（06-4309-3281）へ連絡し、見舞金支給申請書（→16ページ）を受け取った後、必要事項を記入、推進団体の代表者または名簿保管者に押印をしていただいでください。記入、押印した見舞金支給申請書を②の被害届受理証明書のコピー、被害別の必要書類とともに青少年教育課へ提出してください。

④ 見舞金を受給する

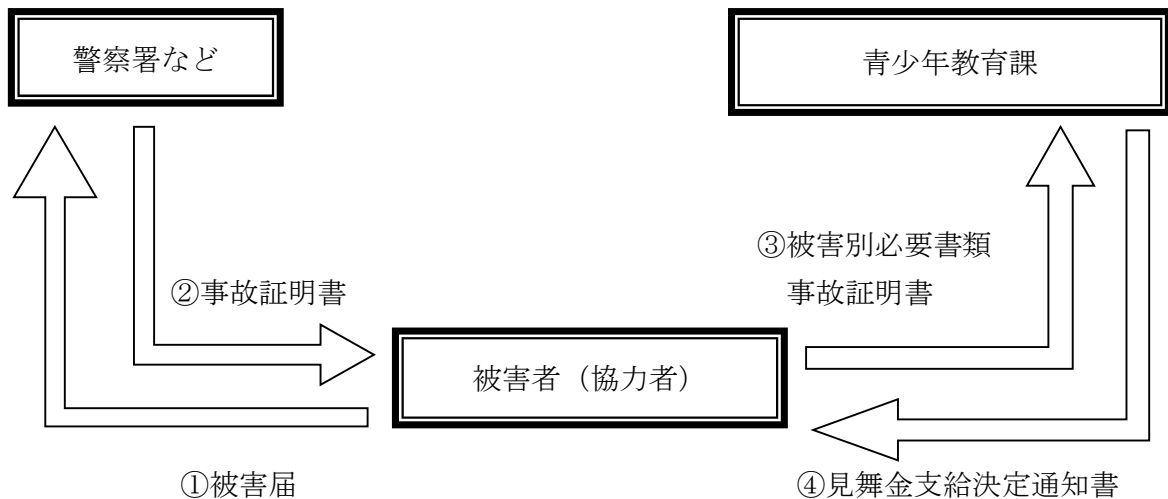
青少年教育課から見舞金支給決定通知書（→17ページ）が送付され、見舞金が支給されます。

【見舞金請求に必要な書類（被害別）】

提出書類	見舞金種類					
	死亡	後遺障害	入院	通院	建物損害	収容物損害
見舞金支給申請書	○	○	○	○	○	○
市所定の事故内容報告書	○	○	○	○	○	○
公の機関（警察等）の事故証明書	○	○	○	○	○	○
死亡診断書または死体検案書	○					
補償対象者の法定相続人であることを証明する書類等	○					
後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書（写し）		○	○	○		
被害を受けた物の写真					○	○

（注）上記以外に必要なものを提出していただく場合があります

【見舞金請求手続フローチャート】



様式第 1

東大阪市「こども 110 番の家」運動事故内容報告書

令和 年 月 日

(あて先) 東 大 阪 市 長

報告者 住 所
 氏 名 ⑩
 電話番号 (- -)
 協力者との関係 本人・親族 (続柄)
 使用人・その他 ()

「こども 110 番の家」運動にかかる事故について、下記のとおり報告します。

記

協力者	住 所			
	氏 名		電話番号	
推進団体	団 体 名			
	代表者又は 名簿保管者		電話番号	
子ども	住 所			
	氏 名		電話番号	
事故内容	事故日時	令和 年 月 日 時 分ごろ		
	事故現場			
	経 過			
	被害状況			
	警察への 届出年月日	令和 年 月 日 受理番号第 号		
	備 考			

※ 協力者欄は、協力者が法人その他の団体の代表者である場合は、法人その他の団体の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

東大阪市「こども110番の家」運動災害見舞金支給申請書

令和 年 月 日

(あて先) 東 大 阪 市 長

報告者 住 所
 氏 名 ⑩
 電話番号 (— —)
 協力者との関係 本人・親族(続柄)
 使用人・その他()

見舞金の支給を下記のとおり申請します。

記

支給申請額		金	円
協力者	住 所		
	氏 名		
事 故 の 概 要	事故日時	令和	年 月 日 時 分ごろ
	こども氏名		
	経 過		
	被害の状況		
	警察への 届出年月日	令和	年 月 日 受理番号第 号

※ 協力者欄は、協力者が法人その他の団体の代表者である場合は、法人その他の団体の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

上記協力者が協力者名簿に登載されていることを確認しました

推 進 団 体 名

代表者又は名簿保管者

⑩

東大阪市「こども 110 番の家」運動災害見舞金支給決定通知書

東大阪市指令教第 号

令和 年 月 日

様

東 大 阪 市 長

令和 年 月 日付で申請のあった東大阪市「こども 110 番の家」運動災害見舞金について、下記のとおり支給決定しましたので通知します。

記

- 1 被害の程度 死亡・後遺障害（重度・中度・軽度）・入院・通院
建物又は当該建物内の動産の損害
- 2 支給決定額 金 円

M E M O

飛び込んできたこどもに事情を聞く場合などにお使いください



東大阪

東大阪市教育委員会

社会教育部 青少年教育課

TEL: 06(4309)3281 FAX: 06(4309)3835

E-mail : seishonen@city.higashiosaka.lg.jp

(協力)布施警察署・河内警察署・枚岡警察署

【令和2年4月改訂】